

神津島村の給与・定員管理等について

神津島村の職員は、令和7年4月1日現在で80人(特別職を含む)です。皆さんの生活に密接にかかわる福祉、医療、教育、土木、産業、観光、消防などさまざまな分野で働いています。

村職員の給与は、村議会の議決を経て定められた給与条例により支給されています。その内容について、次のとおりお知らせいたします。

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (R7.1.1)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費比率 (B) / (A)	(参考) 5年度の人件費比率
令和6年度	1,737人	3,813,334千円	106,870千円	682,773千円	17.9%	20.1%

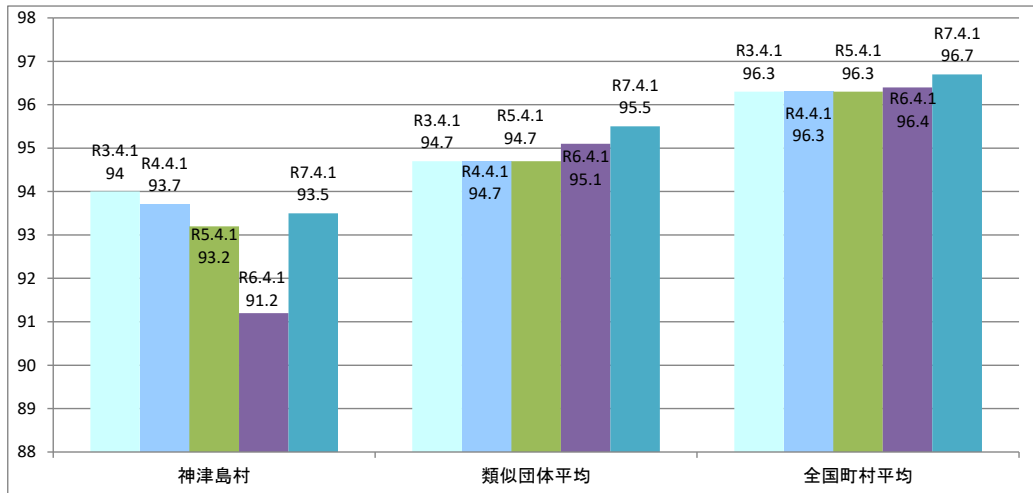
(注) 人件費には、退職手当、共済費、特別職に支給される給料・報酬等を含みます。

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				1人あたり 給与費 B/A	(参考) 類似団体 平均一人あたり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和6年度	人 55	千円 176,264	千円 32,009	千円 72,143	千円 280,416	千円 5,098	千円 5,693

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員の給与が含まれているが、会計年度任用職員の給与は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給割合) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給割合) により算出。)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

(4) 給与改定の状況

人事委員会の設置なし

(5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額を引上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なりを解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

① 給料表の見直し…実施

(給料表の改定実施時期) 令和7年4月1日
(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から5級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の給料月額を引上げを実施。(国の8級以上に相当する級がないため、隣接する級間での給料月額の重なりを解消は実施していない。)

② 地域手当の見直し…地域手当4%

実施内容(国基準における場合の支給割合及び神津島村の支給割合)

(支給割合) 国基準4%に対し、神津島村においても4%を支給。
(実施時期) 令和7年4月1日より実施。段階的に支給割合を引き上げることとし、令和7年4月1日時点は4%、令和8年4月1日からは10%を支給。

	各年度ごとの支給割合		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国基準による支給割合	0%	4%	10%
神津島村の支給割合	0%	4%	10%

③ その他の見直し内容

扶養手当、宿日直手当について、国と同様に見直しを実施。(令和7年4月1日)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(R7年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
神津島村	44.2 歳	308,700 円	370,500 円	355,141 円
東京都	42.3 歳	325,837 円	470,901 円	409,944 円
国	41.9 歳	332,237 円	— 円	414,480 円
類似団体	41.3 歳	309,914 円	360,723 円	341,455 円

②技能労務職 平成31年度から対象なし

(注) 1 「平均給料月額」とは、R7年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当、通勤手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(R7年4月1日現在)

区分		神津島村	東京都	国
一般行政職	大学卒	220,000 円	225,500 円	220,000 円
	高校卒	188,000 円	188,000 円	188,000 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(R7年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	298,900 円	360,600 円	372,900 円	393,200 円
	高校卒	254,300 円	333,000 円	307,200 円	372,000 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円

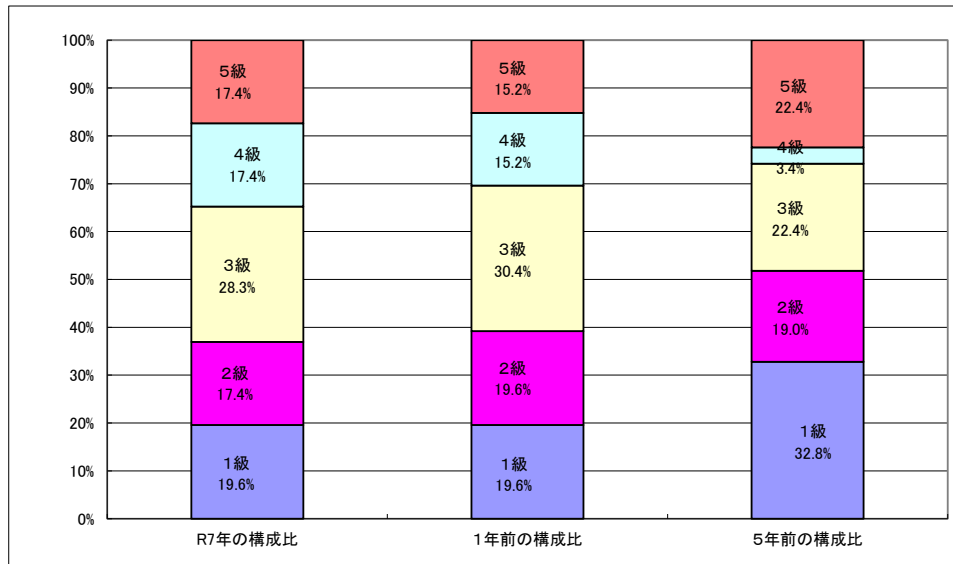
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況 (R7年4月1日現在)

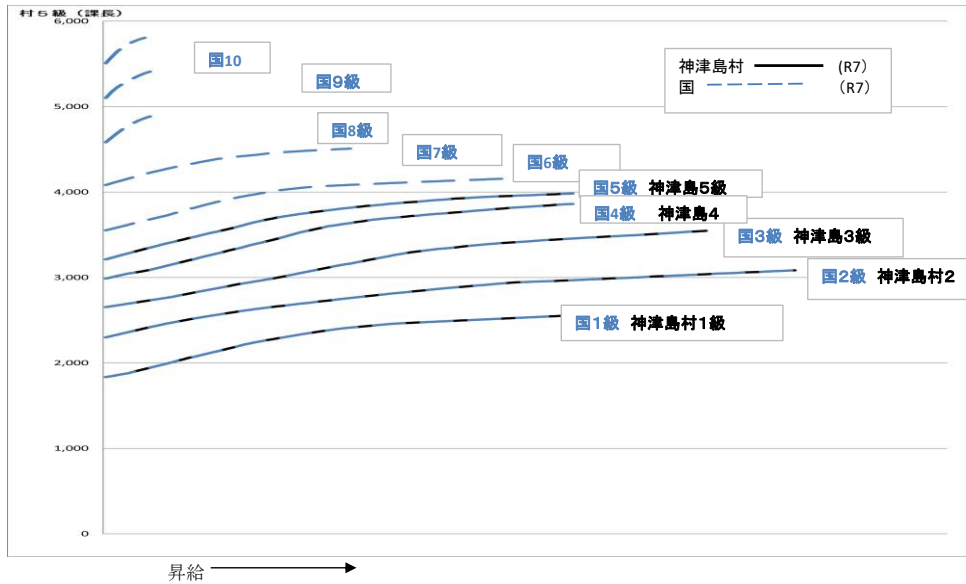
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
5 級	課長・園長・所長・主幹	8人	17.4%	321,300 円	398,200 円
4 級	課長補佐	8人	17.4%	298,800 円	386,100 円
3 級	係長	13人	28.3%	265,300 円	354,700 円
2 級	主任	8人	17.4%	230,000 円	308,500 円
1 級	主事	9人	19.6%	183,500 円	258,100 円

(注) 1 神津島村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。(再任用除く)

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日）



(2) 昇給への人事業過の活用状況

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	上級可能な区分	昇給実績がある区分	上級可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）	/		/	
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

神津島村		東京都		国	
1人当たり平均支給額 (R6年度)		1人当たり平均支給額 (R6年度)		1人当たり平均支給額 (R6年度)	
1,431 千円		2,053 千円		- 千円	
(R6年度支給割合)		(R6年度支給割合)		(R6年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.45 月分	2.05 月分	2.50 月分	2.350 月分	5.50 月分	2.10 月分
(1.375) 月分	(0.975) 月分	(1.4) 月分	(1.150) 月分	(1.4) 月分	(1.00) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・職務段階別加算 5~10%		・職務段階別加算 3~20%		・役職加算 5~20%	
・管理職加算 15%		・管理職加算 15~25%		・管理職加算 10~25%	

(注) () 内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

病気休暇や休職などの実績を支給額に反映させています。
勤務評定の結果により成績率を設けています。(90/100~110/100)

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（神津島村）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（R6年4月1日現在）

神津島村			国		
(支給率)	自己都合	勲奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	23.00 月分	23.00 月分	勤続20年	19.66950 月分	24.586875 月分
勤続25年	30.50 月分	30.50 月分	勤続25年	28.03950 月分	33.27075 月分
勤続35年	43.00 月分	43.00 月分	勤続35年	39.75750 月分	47.70900 月分
最高限度額	43.00 月分	43.00 月分	最高限度額	47.70900 月分	47.70900 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 (2%加算)			定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)		
1人当たり平均支給額 自己都合 2,340千円					
1人当たり平均支給額 勲奨・定 8,127千円					

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当

(R7年4月1日現在)

令和6年度は神津島村は地域手当制度を導入しておりません。

支給実績 (R6年度決算)		- 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (R6年度決算)		- 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
-	0 %	- 人	0 %

(4) 特殊勤務手当 (R7年4月1日現在)

支給実績 (R6年度決算)	514 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (R6年度決算)	57,216 円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (R6年度)	12.5 %
手当の種類 (手当数)	4
手当の名称	放射線取扱従事手当・透析業務従事手当 感染症防疫作業従事職員特別手当 放射線技師オンコール手当

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (R6年度決算)	21,055 千円
職員1人当たり平均支給年額 (R6年度決算)	334 千円

(6) その他の手当 (R6年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (R6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (R6年度決算)
扶養手当	扶養親族を有する職員に支給 配偶者 3,000円 配偶者以外の扶養親族2人まで 各6,500円 子ども(22歳まで) 10,000円 16歳から22歳の子についての加算 5,000円	同		8,382 千円	116,424 円
住居手当	世帯主等(公舎居住者を除く)である職員に支給 16,000円を超える家賃を払う賃貸住宅(支給限度額) 28,000円	同		3,437 千円	47,744 円
通勤手当	通勤のために自動車等交通用具使用を常例とする職員に支給 交通用具使用者 通勤距離2km以上5km未満 2,000円 通勤距離5km以上10km未満 4,500円	同		124 千円	1,722 円
宿日直手当	本庁宿直勤務をした場合支給4,400円、本庁日直勤務をした場合4,400円、診療所夜間勤務手当 7,000円	異	支給額が異なる	4,210 千円	123,835 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員について、その職務の特殊性に基づき支給 課長職 55,000円	異	支給対象者、支給割合が異なる	5,940 千円	660,000 円
管理職特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が、臨時又は緊急の必要、その他公務の必要により休日等に勤務した場合に支給 6時間以内 8,000円 6時間以上12,000円支給 災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に支給 (6,000円)	同		1,062 千円	118,000 円

5 特別職の報酬等の状況 (R6年4月1日現在)

給料	区分	給料	月額	
			額	等
料	村長	650,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額 814,000 円 / 457,500 円	
	副村長	570,000 円	651,000 円 / 440,000 円	
報	議長	240,000 円	360,000 円 / 171,000 円	
	副議長	190,000 円	320,000 円 / 142,000 円	
	議員	170,000 円	300,000 円 / 121,000 円	
期 末 手 当	村長	R6年度支給割合 3.45 月分		
	副村長	R6年度支給割合 3.45 月分		
退 職 手 当	村長	(算定方式) 650,000円×在職年数×4.0	(1期の手当額) 10,400,000	(支給時期) 任期毎
	副村長	570,000円×在職年数×3.0	6,840,000	任期毎
	備考			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

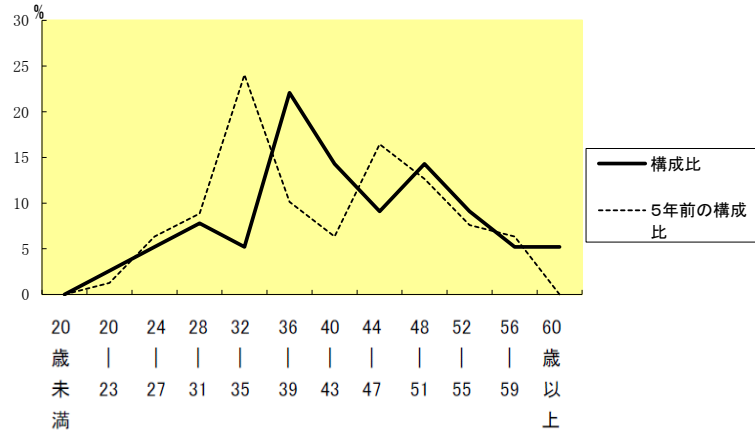
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		令和6年	令和7年		
普 通 会 計 部 門	議会	1	1	0	広報広聴職員が1名退職による欠員 欠員補充に伴う追加 観光施設(温泉保養センター)を外部委託したことによる職員減 欠員補充に伴う追加
	総務	16	15	▲1	
	税務	4	4	0	
	労働	0	0	0	
	民生	10	11	1	
	衛生	7	7	0	
	農水	2	2	0	
	商工	6	5	▲1	
	土木	5	6	1	
	計	51	51	0	
	教育部門	4	6	2	欠員の補充
	消防部門			0	
	小計	55	57	2	
公 営 企 業 会 計 部 門	病院	0	0	0	欠員の補充
	水道	1	2	1	
	下水道	1	1	0	
	その他	15	17	2	
	小計	17	20	3	
合 計		72	77	5	
		[80]	[82]		

- (注) 1 職員数は一般職(教育長含)に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (R7年4月1日現在・教育長を除く)



区分	20歳未満	20歳	23歳	24歳	27歳	28歳	31歳	32歳	35歳	36歳	39歳	40歳	43歳	44歳	47歳	48歳	51歳	52歳	55歳	56歳	59歳	60歳以上	計
職員数	0人	2人	4人	6人	4人	17人	11人	7人	11人	7人	4人	4人	4人	4人	4人	4人	4人	4人	4人	4人	4人	4人	77人

(教育長除く)

(3) 職員数の推移

(各年4月1日現在)

部門別	年度	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年	過去5年間の増減数(率)	
一般行政		52	52	52	55	51	51	-1	-1.9%
教育		6	6	5	5	4	6	0	0.0%
消防		3	3	0	0	0	0	-3	-100.0%
普通会計計		61	61	57	60	55	57	-4	-6.6%
公営企業等会計計		18	18	18	17	17	20	2	11.1%
総合計		79	79	75	77	72	77	-2	-2.5%

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。